

和歌山県物品調達に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する物品の調達について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、入札に係る競争性及び透明性の向上を図るため、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき、物品調達に係る条件付き一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）を行う場合の手続等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、条件付き一般競争入札とは、次条に定める対象物品の調達について、第6条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に一般競争入札へ参加させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に物品の調達をする契約方法をいう。

(条件付き一般競争入札の対象物品)

第3条 条件付き一般競争入札の対象とする物品（以下「対象物品」という。）は、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る物品のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）が適用されるもの（同政令第3条の規定により定められた適用範囲のものをいう。）を除き、その予定価格が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、予定価格が次の表に掲げる額に達しないものについても対象とすることができるものとする。

| 種 別          | 予 定 価 格         |
|--------------|-----------------|
| 物品（重要物品を除く。） | 300万円超3,600万円未満 |
| 重要物品         | 3,600万円未満       |
| 印刷物          | 400万円超3,600万円未満 |

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象物品であっても、条件付き一般競争入札以外の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が条件付き一般競争入札では見

込めない、又は少数であると認められるとき。

(2) 条件付き一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(3) その他契約の性質又は目的が条件付き一般競争入札に適しないと要求所属（対象物品の調達契約を要求した本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。）が認める場合

3 前2項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合には、対象物品であっても、随意契約によることができる。

（条件付き一般競争入札への参加資格）

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(5) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であること。

(6) その他知事が定めた要件を満たしている者であること。

（条件付き一般競争入札の地域要件）

第5条 条件付き一般競争入札は、第4条に定める入札参加資格要件を満たす者のうち、和歌山県内に本店を有する者又は和歌山県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者を対象とする。ただし、入札参加者が5業者未満となることが見込まれるなど、知事が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

（入札公告）

第6条 条件付き一般競争入札を実施するときは、物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）への掲載及び調達機関での備付けの方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、次に掲げる事項について共通公告（別記第1号様式）及び個別公告（別記第2号様式）により行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する事項
- (2) 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札方法に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 落札者の決定に関する事項
- (9) 契約保証金に関する事項
- (10) 契約書の要否
- (11) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
- (12) その他条件付き一般競争入札に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として7日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（仕様書等）

第7条 仕様書等の配布又は閲覧等については、原則として、入札公告の期間内に行うものとする。

2 電子調達システムにより仕様書等の閲覧等を行うことができる期間は、入札公告の期間とする。

3 仕様書及びその他入札に関する事項についての質問は、質問申出書（別記第3号様式）により受け付けるものとし、原則として、入札公告の日から開札日の7日前（休日を除く。）までの間において、3日（休日を除く。）間以上の質問受付期間を設けるものとする。

4 前項の規定による質問に対し原則として、開札日の2日前（休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を電子調達システムへの掲載の方法及び質問を受けた調達機関又は要求所属での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、質問を受けた調達機関又は要求所属の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

(入札手続き)

第8条 調達機関は、条件付き一般競争入札を行うときは、その条件付き一般競争入札に参加しようとする者に当該条件付き一般競争入札に係る物品調達の契約について見積った入札書を作成させ、個別公告で定めた日時に調達機関へ提出（電子調達システムを利用した入札書の提出をいう。）させるものとする。この場合において、調達機関は、郵送による入札書の提出を認めることができるものとする。

2 郵送により入札書を提出する場合には、調達案件の名称及び開札年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封するものとする。

(落札者の決定)

第9条 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき落札者を決定する場合を除く。

2 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 条件付き一般競争入札を行うときは、原則として、入札参加者が和歌山県財務規則第87条第4号の規定に該当することを確認してその入札保証金の全部の納付を免除するものとする。

2 前条第1項に規定する落札者は、契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。

3 前項の契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。なお、和歌山県財務規則第93条第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする場合は、契約保証金免除申請書（別記第4号様式）を落札決定後速やかに調達機関に提出しなければならない。

4 前項の契約保証金免除申請書について、免除の要件を満たしていない場合は受理しない。

(入札者が不在の場合の措置)

第 11 条 条件付き一般競争入札に付した結果、入札した者が不在ときは、原則として地域要件を設けず、全ての業者による入札に付すものとする。

(入札結果の公表)

第 12 条 条件付き一般競争入札の結果について、次に掲げる事項を電子調達システムに掲載するとともに、調達機関での備付けの方法により公表するものとする。

(1) 案件名称

(2) 開札日時

(3) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がなかった場合には、その旨）

(4) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に実施する入札公告に係る物品調達から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。